

# 栃木県煙火消費許可等事務処理要領

平成19年2月28日制定  
平成28年3月18日一部改正  
令和元年6月28日一部改正  
令和3年1月12日一部改正  
令和3年5月25日一部改正  
令和5年10月11日一部改正

## (目的)

第1条 栃木県内における煙火の消費に関する事務処理に当たっては、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）、栃木県火薬類取締法施行細則（昭和58年6月1日栃木県規則第36号。以下「細則」という。）及びその他の法令に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによるものとし、火薬類による災害を防止することを目的とする。

## (煙火の消費に必要な手続)

第2条 煙火を消費しようとする者は、法第25条第1項の規定により許可を受けなければならない。ただし、規則第49条第4号、第4号の2又は第6号に定める数量以下の煙火（別表1のとおり）を消費する場合は、この限りでない。

## (煙火消費許可の申請)

第3条 法第25条第1項の規定による許可（以下「煙火の消費許可」という。）を受けようとする者は、火薬類消費許可申請書（煙火用）（様式第1号。本項各号に掲げる書類を含めて以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類及び申請手数料を添えて、法第25条第1項及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号。以下「特例条例」という。）別表第1の22の2の項第1号の規定により、消費場所が所在する市又は町の長（以下「市町長」という。）に申請しなければならない。

### (1) 煙火消費計画書（様式第2号）

打出仕掛煙火（小型煙火）を消費する場合は、打揚形状図（打ち揚げの高さ及び火の粉等の飛散範囲が記載されているもの）を添付する。

### (2) 保安対策計画書（様式第3号）

保管理組織図（様式第4号）及び緊急連絡体制図（様式第5号）を添付する。

### (3) 消費場所付近の見取図

### (4) 土地所有者からの土地使用承諾書の写し

道路、河川、公園等の場合は、その管理者からの使用許可証等の写しとする。

2 申請書は、煙火を消費しようとする日の60日前から14日前までの期間内に提出しなければならない。

3 申請書の提出部数は、3部（正本1部、副本2部）とする。

(申請手数料)

第4条 前条第1項の申請手数料は、申請書提出先の市又は町が定めるところにより、納付しなければならない。

(許可基準)

第5条 市町長は、第3条の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査し、次条から第12条までの基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

2 市町長は、煙火消費の目的、場所、日時、数量又は方法が不適當であると認めるときその他煙火の消費が災害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可をしてはならない。

(保安距離)

第6条 煙火を消費する場合には、煙火の種類及び重量に応じて、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離（以下「保安距離」という。）をとらなければならない。ただし、主催者が所有又は占有する耐火性建築物及び道路管理者の同意が得られ、かつ、交通制限が可能な道路については、この限りでない。

(打揚煙火の保安距離)

第7条 打揚煙火（スターマインを含む。以下同じ。）の保安距離は、別表2の距離を必要最低限の距離とする。

2 市町長は、消費場所の地理的状況、気象状況、警備方法、火災の警戒及び消火体制等を総合的に判断して、前項の保安距離を延伸することができる。

(打揚煙火以外の煙火の保安距離)

第8条 打揚煙火以外の煙火（手筒煙火を除く。）の保安距離は、別表3の距離を必要最低限の距離とする。

2 手筒煙火の保安距離は、別表4の距離を必要最低限の距離とする。

3 市町長は、消費場所の地理的状況、気象状況、警備方法、火災の警戒及び消火体制等を総合的に判断して、前2項の保安距離を延伸することができる。

(保安管理体制の整備)

第9条 煙火を消費しようとする者は、次の各号に掲げる保安管理体制を整え、消費場所の安全を確保しなければならない。なお、第2号に掲げる者と第3号に掲げる者及び第5号に掲げる者と第6号に掲げる者は、消費の規模により、保安上支障がない場合に限り、兼務をすることができる。

(1) 煙火最高保安責任者（安全確保の総括管理をする者）

- (2) 煙火保安責任者（消費場所における保安責任者）
  - (3) 煙火連絡責任者（消費場所における保安担当者）
  - (4) 煙火消費総責任者（煙火消費業務における最高責任者）
  - (5) 現場責任者（煙火消費業務における保安責任者）
  - (6) 各班責任者（現場責任者の指示の下、消費従事者を指揮する者）
- 2 煙火を消費しようとする者は、事故の発生、天候の急変等緊急時の措置について、あらかじめ十分な検討を行うとともに、かかる事態の発生に際しては、迅速に対応しなければならない。

（打揚煙火に係る保安対策）

第 10 条 煙火を消費しようとする者は、不開発玉（打揚筒から発射された煙火玉が上空で開かず地上に落下したものをいう。以下同じ。）の発生等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 親みち（煙火玉の導火線をいう。）に伝火薬を付ける、着火薬を付ける、薬紙を付ける、着火線を付ける等の不着火防止対策を実施すること。
- (2) 重ね玉の場合、上下の玉をクラフト紙若しくはビニール袋で包み、又は上の玉と下の玉との間に緩衝材を使用すること等により、運搬中の上下の玉の衝突又は動揺による親みちの火薬のこぼれ又は損傷を防ぐ措置を講じること。ただし、消費場所において、煙火玉を打揚筒に装てんする場合は、この限りでない。
- (3) 煙火玉に方向性を与えるために、次のアからウまでに掲げる措置を講じること。
  - ア 適正量の打揚用火薬を使用し、装薬に当たっては、片寄りが生じないように慎重に行うこと。
  - イ 打揚筒は、垂直に固定し、かつ、打ち揚げの際の衝撃により、当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
  - ウ 直径 9 cm を超える煙火玉には、取手、なわ、ひも等の装着その他の保安上の措置を講じること。
- (4) 打揚筒に煙火玉を重ねて装てんする場合は、2 個までとすること。

（消費場所における保安対策）

第 11 条 煙火を消費しようとする者は、消費場所において、次の各号に掲げる保安対策を講じなければならない。

- (1) 保安距離を確保するため、煙火が消費場所に到着した時点から煙火消費終了後の残火薬類の確認及び回収作業が終了するまでの間、関係者以外の立ち入りを禁止する危険区域を、看板、柵、ロープ等の設置又は警備員の配置等により、具体的に設定すること。
- (2) 消費場所周辺及び星等の落下が予想される場所に枯草等の着火しやすい物（以下「着火物」という。）がある場合には、当該着火物を事前に撤去する、散水する、防災シートで覆う等の防火措置を講じること。
- (3) 手筒煙火を消費する場合には、火の粉の吹き出し方向の前後に、次の基準を満たす防護壁を設置すること。
  - ア 鏡等が飛来しても防護できる強度を有するもので、畳、土のう等とすること。

イ 幅は、筒の左右の振れが起こっても対応できる長さとし、2 m程度とすること。

ウ 地面からの高さは、90 cm程度とし、防護壁と手筒煙火までの距離は、筒の上下の振れが起こっても鏡等の飛来を防護できる距離とすること。

(4) 煙火の消費終了後、直ちに消費場所周辺の残火薬類の有無の確認及び回収を行うほか、翌日早朝にも同様に実施すること。併せて、その結果を市町長に報告すること。

(煙火の消費作業従事者)

第12条 煙火の消費において、火薬類を取り扱う者は、公益社団法人日本煙火協会が定める「煙火消費保安手帳」又は「煙火消費保安臨時手帳」を所持する者に限る。

(警察署長からの意見聴取)

第13条 市町長は、煙火の消費許可をしようとするときは、法第52条第1項及び特例条例別表第1の22の2の項第7号の規定により、消費場所を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴かなければならない。

2 警察署長からの意見の聴取は、申請書副本1部を添付した文書（様式第6号）をもって行うものとする。

(現地調査)

第14条 市町長は、許可処分に当たっては、申請書に記載されている内容の確認、申請書に添付された消費場所付近の見取図と現地の状況に相違がないことの確認、規則第56条の4に定める煙火消費の技術上の基準に適合していることの確認等をするため、現地調査を行わなければならない。

2 前項の現地調査は、煙火の消費許可を受けようとする者、消費場所を管轄する警察署及び消防署等の関係者の立会いを求めて行うものとする。

(許可証の交付及び再交付)

第15条 市町長は、煙火の消費許可をしたときは、火薬類消費許可証（様式第7号。以下「許可証」という。）を交付する。

2 前項に規定する許可証を喪失し、汚損し、又は盗取された者は、直ちに市町長に届け出るとともに、火薬類消費許可証再交付申請書（様式第8号）による再交付の申請をしなければならない。

(警察署長への許可通報)

第16条 市町長は、煙火の消費許可をしたときは、法第52条第2項及び特例条例別表第1の22の2の項第8号の規定により、様式第9号により、警察署長に通報しなければならない。

(変更の届出等)

第17条 煙火の消費許可を受けた者は、火薬類消費許可申請書（煙火用）の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、消費場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は

煙火消費計画書の記載事項に変更があったときは、規則第 8 1 条の 1 4 及び特例条例別表第 1 の 2 2 の 2 の項第 1 1 号の規定により、火薬類消費許可申請書又は煙火消費計画書の記載事項変更届（様式第 10 号）を市町長に提出しなければならない。なお、火薬類の種類及び数量、目的、消費場所、日時並びに危険予防の方法に変更がある場合には、改めて許可を受けなければならない。

#### （立入検査）

第 18 条 市町長は、煙火の消費許可をした場合、煙火消費の当日において、第 6 条から第 1 2 条までに定める許可基準の適合状況及び規則第 5 6 条の 4 に定める煙火消費の技術上の基準の適合状況を確認するため、法第 4 3 条第 1 項及び特例条例別表第 1 の 2 2 の 2 の項第 3 号の規定による消費場所の立入検査を行わなければならない。

2 前項の立入検査の方法及び内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 立入検査は、煙火の消費許可を受けた者、消費場所を管轄する警察署及び消防署等の関係者の立会いを求めて、煙火消費の開始前から煙火消費終了後の残火薬類の有無の確認及び回収作業が終了するまで行う。
- (2) 煙火消費開始前の検査においては、許可をした内容と消費場所に相違がないこと、規則第 5 6 条の 4 に定める煙火消費の技術上の基準に適合していること等を確認する。
- (3) 煙火消費中は、消費場所全体を見渡せる場所から、打揚状況、観客の動向等を監視し、次条各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、警察署、消防署等の関係者と協議の上、打揚げの中断等を指示するなど、事故防止に努める。
- (4) 煙火消費終了後は、第 1 1 条第 4 号に規定する残火薬類の有無の確認及び回収作業に立ち会い、作業が適切に行われたことを確認する。

#### （煙火消費等の中断又は中止）

第 19 条 市町長は、煙火消費の準備中又は煙火消費中において、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第 4 5 条及び特例条例別表第 1 の 2 2 の 2 の項第 4 号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断又は中止の措置をすることができる。

(1) 煙火消費の基準等が守られない場合

- ア 規則第 5 6 条の 4 の規定又はこの要領による煙火消費の技術上の基準が守られないとき。
- イ 申請書に記載した「危険予防の方法」が守られないとき。
- ウ 申請書に記載した立入禁止区域内に関係者以外の者が立ち入ったとき。
- エ 市町長が煙火の消費許可に当たり、当該消費場所に関して付した許可条件が守られないとき。

(2) 消費場所における天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合

- ア 強風が一定時間継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
- イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
- ウ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 2 条の規定による火災警報が発令されたと

き。

エ 河川の増水等により、消費場所が冠水するおそれがあるとき。

(3) 不開発玉が発生した場合

(4) 事故等が発生した場合

ア 煙火の消費による火災、物損事故又は人身事故が発生したとき。

イ 過早発（煙火玉が発射直後に開発することをいう。）、低空開発（煙火玉が性能上危険な高度で開発することをいう。）若しくは推進方向が安定しない煙火玉が連続して発生し、又は筒ばね（煙火玉が打揚筒の中で破裂することをいう。）が発生することにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める場合

（煙火の消費による事故が発生した場合の対応）

第 20 条 市町長は、煙火の消費による事故が発生した場合には、負傷者の救護、消火活動等を最優先とするとともに、事故の拡大及び再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 法第 45 条及び特例条例別表第 1 の 2 の 2 の項第 4 号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断を命じること。

(2) 法第 47 条及び特例条例別表第 1 の 2 の 2 の項第 6 号の規定により、現状変更の禁止を命じること。

(3) 事故の発生原因が不明であり、かつ、煙火消費の準備行為又は煙火消費の再開によって、再度、同種の事故の発生が予測されるときは、法第 45 条及び特例条例別表第 1 の 2 の 2 の項第 4 号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中止を命じること。

2 市町長は、前項第 1 号に掲げる措置を講じたときは、警察署、消防署等の関係者と協議し、事故の再発の危険性がないことを確認した場合に、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断の解除を指示することができる。

3 市町長は、煙火の消費による事故が発生した場合には、直ちに、次の各号に掲げる事項について、栃木県知事（以下「知事」という。）に通報するものとする。

(1) 事故発生日時

(2) 事故発生場所

(3) 事故に関係する火薬類の種類、数量及びその取扱いの種別

(4) 被害の状況

(5) 事故の発生原因又は推定原因

（事故発生の報告）

第 21 条 煙火の消費による事故が発生した場合には、煙火の消費をした者は、直ちに、事故発生場所の市町長に連絡するとともに、法第 46 第 2 項の規定による事故報告書（様式第 11 号）を、速やかに、事故発生場所の市町長に提出しなければならない。

2 前項の事故報告書を受領した市町長は、事故発生日から 14 日以内に、煙火消費関係事

故報告書（様式第 12 号）を知事に提出するものとする。

（許可証の返納）

第 22 条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該許可証を交付した市町長に返納しなければならない。

- (1) 許可が取り消されたとき。
- (2) 煙火消費を終了し、又は煙火消費をしないこととなったとき。
- (3) 許可証の有効期間が満了したとき。

（許可を要しない消費）

第 23 条 この要領は、規則第 49 条第 4 号、第 4 号の 2 及び第 6 号に定める無許可消費数量に該当する煙火の消費に関する行為にも適用される。

（許可件数の報告）

第 24 条 市町長は、煙火の消費許可に係る事務処理件数について、様式第 13 号により、毎年度終了後 10 日以内に知事に報告するものとする。

（適用除外）

第 25 条 蜂酔弾（土蜂を採取するために消費する煙火をいう。）の消費については、第 6 条から第 14 条まで、第 18 条及び第 23 条の規定は、適用しない。

附 則（平成 19 年 2 月 28 日）

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日）

この要領は、令和 元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 12 日）

この要領は、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 25 日）

この要領は、令和 3 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 11 日）

この要領は、令和 5 年 10 月 11 日から施行する。